筑後川水系宝満川他洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

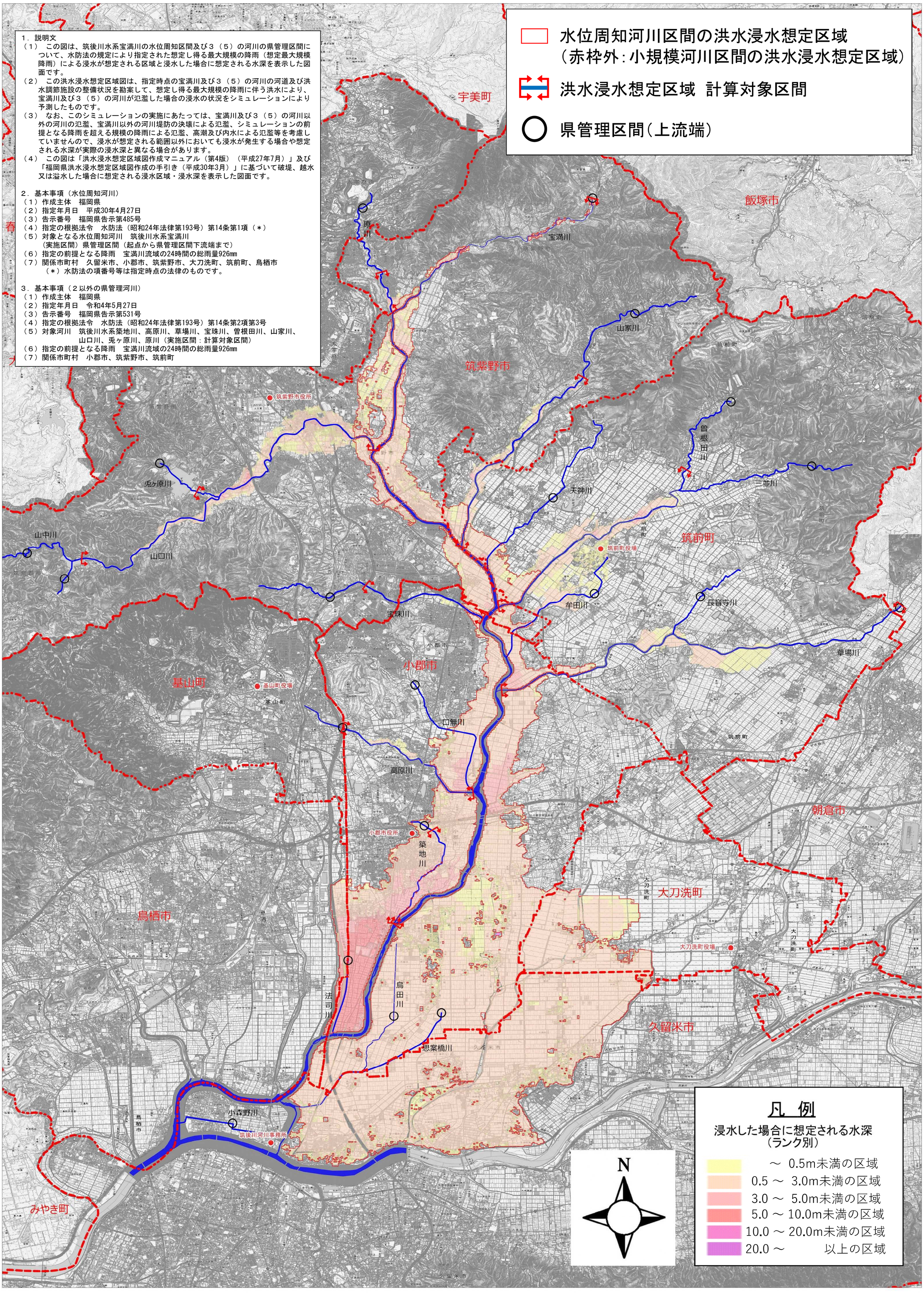

1．説明文

（1） この図は、筑後川水系宝満川の水位周知区間及び３（５）の河川の県管理区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）による浸水が想定される区域と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

（2） この洪水浸水想定区域図は、指定時点の宝満川及び３（５）の河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により、宝満川及び３（５）の河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

（3） なお、このシミュレーションの実施にあたっては、宝満川及び３（５）の河川以外の河川の氾濫、宝満川以外の河川堤防の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、浸水が想定される範囲以外においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

（4） この図は「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）（平成27年7月）」及び「福岡県洪水浸水想定区域図作成の手引き（平成30年3月）」に基づいて破堤、越水又は溢水した場合に想定される浸水区域・浸水深を表示した図面です。

2．基本事項（水位周知河川）

（1）作成主体　福岡県
（2）指定年月日　平成30年4月27日
（3）告示番号　福岡県告示第485号
（4）指定の根拠法令　水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項（＊）
（5）対象となる水位周知河川　筑後川水系宝満川
（実施区間）県管理区間（起点から県管理区間下流端まで）
（6）指定の前提となる降雨　宝満川流域の24時間の総雨量926mm
（7）関係市町村　久留米市、小郡市、筑紫野市、大刀洗町、筑前町、鳥栖市
（＊）水防法の項番号等は指定時点の法律のものです。

3．基本事項（２以外の県管理河川）

（1）作成主体　福岡県
（2）指定年月日　令和4年5月27日
（3）告示番号　福岡県告示第531号
（4）指定の根拠法令　水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号
（5）対象河川　筑後川水系築地川、高原川、草場川、宝珠川、曽根田川、山家川、山口川、兎ヶ原川、原川（実施区間：計算対象区間）
（6）指定の前提となる降雨　宝満川流域の24時間の総雨量926mm
（7）関係市町村　小郡市、筑紫野市、筑前町

この地図は、太宰府市、筑紫野市（29筑都第625号）、鳥栖市、久留米市、小郡市、筑前町、基山町及び大刀洗町の都市計画基図を複製したものである。